

「京都府高校生等修学支援事業貸与（貸付）申請」案内（全年次対象）

「令和2年度京都府高校生等修学支援事業」は、勉強意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生に貸与する事業です。これには2種類あります。ただし、貸与を受けた修学金は生徒本人が返還しなければなりません。（利息は付きません）

- ① 月々18,000円以下の貸与（目安：4人世帯で保護者の収入の合計金額が472万円以下）
 - ② 修学支度金50,000円以下の貸与（目安：主たる生計維持者の年収が150万円以下）
- 1年次は5月15日までに申請をすれば4月にさかのぼって、貸与が可能です。**希望生徒は教務部まで電話で問い合わせてください。**申請書類を郵送します。またこの時期でなくとも（2,3年次も）隨時申請を受け付けています。その場合は申請した翌月から貸与できます。

「日本学生支援機構（JASSO）」の案内（3年次対象）

「日本学生支援機構（JASSO）」のガイドブックとリーフレットを4月17日に3年次生全員に郵送しました。これは大学等（4年制大学・短期大学・専修学校・専門学校）に進学したときに受け取れる奨学金です。3年次に予約しておくと6月頃から受け取れます。大きく4種類あります。

- ① 給付型奨学金（返還の義務はないです）
世帯の収入、国公立／私立、自宅通学／自宅外通学、によって支援金額が変わります。
- ② 第1種奨学金（貸与ですが、利子が付きません）返還の義務があります。
学力基準と家計（収入）の基準があります。
国公立／私立、自宅通学／自宅外通学、によって支援金額が変わります。
- ③ 第2種奨学金（貸与で、利子が付きます）返還の義務があります。
家計（収入）の基準があり、毎月2万円～12万円（1万円単位）の中から選択できます。
- ④ 入学時特別増額貸与（貸与で、利子が付きます）返還の義務があります。
10万円～50万円（10万円単位）の中から選択できます。（貸与できるのは大学等入学後）

注：「日本学生支援機構（JASSO）」を申し込むのに**本人と生計維持者（父母）の**

マイナンバー（番号）が必要になります。マイナンバー（番号）のコピーを用意しておいてください。

◎ 5月中旬以降に説明会をし、その時に希望者に対して書類を

配布する予定です。

日本学生支援機構（JASSO）ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/>
貸与額のシミュレーション <https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>